

令和4年6月定例  
四万十町教育委員会  
会議資料

日 時： 令和4年6月7日（火）午前9時00分

場 所： 四万十町役場本庁東庁舎 2階 町民活動支援室

## 会 議 次 第

### 1 開 会

### 2 教育長あいさつ

### 3 会議録署名委員の指名

### 4 議 題

- ① 承認第1号 専決処分の承認について（令和4年度四万十町立保育所嘱託医の委嘱）
- ② 承認第2号 専決処分の承認について（学校医の委嘱）
- ③ 承認第3号 専決処分の承認について（図書館協議会委員の委嘱）
- ④ 承認第4号 専決処分の承認について（指定校区外就学の承認）
- ⑤ 議案第1号 四万十町社会教育委員の委嘱について
- ⑥ 議案第2号 四万十町教育研究所運営委員会委員の委嘱について
- ⑦ 議案第3号 四万十町運動部活動改革推進委員会委員の委嘱及び任命について
- ⑧ 議案第4号 四万十町立小中学校教職員働き方改革推進委員会委員の委嘱について
- ⑨ 議案第5号 四万十町学校教育振興事業及び生涯学習事業補助金交付要綱の改正について
- ⑩ 議案第6号 令和4年度教育委員会関係予算案（6月補正）について

### 5 協議事項

### 6 報告事項

### 7 その他

教育長	山脇 光章
委員	横山 順一、 坂本 維子、 谷口 和史、 野中 裕子
事務局	浜田 章克、 味元 伸二郎、 岡 英祐、 東 孝典

## 承認第1号

### 専決処分の承認について

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第33条に基づく保育所嘱託医の委嘱（変更）について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき別紙のとおり専決したので、同規則第4条の規定に基づきこれを報告し承認を求めらる。

令和4年6月7日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

別紙

## 専 決 書

四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき下記のとおり専決する。

令和4年4月1日

四万十町教育長 山脇 光章

## 記

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第33条に基づく保育所嘱託医について、次のとおり変更し委嘱する。

### 変更前

東又保育所	土居診療所	土居 秀策
興津保育所	土居診療所	土居 秀策

### 変更後

東又保育所	澤田 由紀子
興津保育所	澤田 由紀子

変更日（委嘱する日）

令和4年4月1日

### 【専決処分を行った理由】

本年度の保育所嘱託医については、令和4年3月定例教育委員会（令和4年3月8日開催）において決定をいただき、その決定に基づき一旦委嘱したが、その後、東又保育所及び興津保育所の嘱託医（土居診療所 土居 秀策）から●●●●●のため、変更してもらいたいとの申し出があった。

本年度の嘱託医の業務（内科検診等）については、申し出日時点ではまだ行っていない状況にあったことから、年度当初より変更することとした。

## 参 考

### 四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則

(平成 18 年教育委員会規則第 4 号) 抜粋

(委任)

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。）第 25 条第 1 項の規定に基づき、四万十町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次に定める事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任するものとする。

- (1) 教育行政の基本方針に関すること。
- (2) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- (3) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
- (4) 教育委員会の所管に属する学校その他教育機関の設置及び廃止に関すること。
- (5) 教育委員会及び教育委員会の所管する学校その他の教育機関の職員の任免その他人事に関すること。
- (6) 法第 26 条の規定による点検及び評価に関すること。
- (7) 法第 29 条に規定する意見の申出に関すること。
- (8) 幼稚園、小学校及び中学校の通学区域の設定又は変更に関すること。
- (9) 教科書の採択に関すること。
- (10) 教育委員会附属機関の委員の任免等に関すること。
- (11) 重要事項の告示、指令、通知、申請及び報告等に関すること。
- (12) 教職員の組織する職員団体及びその他の諸団体との重要な交渉に関すること。
- (13) 文化財の町指定に関すること。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に重要と認める事項。

第 3 条 **教育長は、緊急の場合には、第 1 条各号に規定する事務を専決することができる。**

(委員会への報告)

第 4 条 教育長は、次に掲げる事項について、次の教育委員会の会議にこれを報告し、承認を求めなければならない。

- (1) 第 1 条の規定により教育長に委任した事務で重要なものに関すること。
- (2) **前条の規定により教育長が専決した事務に関すること。**

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）

【抜粋】

第 5 章 保育所

（職員）

第三十三条 **保育所には**、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある保育所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）、**嘱託医及び調理員を置かなければならない。**ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね二十人につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね三十人につき一人以上とする。ただし、保育所一につき二人を下ることはできない。

令和 4 年度四万十町立保育所嘱託医

委嘱期間 令和 4 年 4 月 1 日 ～ 令和 5 年 3 月 3 1 日

	嘱託医（内科医）	嘱託医（歯科医）
見付保育所	大西病院 小倉 英郎	矢野歯科 矢野 宗憲
東又保育所	澤田 由紀子	長山歯科 長山 久美子
興津保育所	澤田 由紀子	長山歯科 長山 久美子
北ノ川保育所	澤田 由紀子	いわさき歯科 岩崎 善仁
小鳩保育所	澤田 由紀子	どい歯科クリニック 土居 詔人
昭和保育所	澤田 由紀子	どい歯科クリニック 土居 詔人

## 承認第 2 号

### 専決処分の承認について

学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 23 条に基づく四万十町立小中学校の学校医の委嘱（変更）について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第 3 条の規定に基づき別紙のとおり専決したので、同規則第 4 条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和 4 年 6 月 7 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

別紙

## 専 決 書

四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき下記のとおり専決する。

令和4年4月1日

四万十町教育長 山脇 光章

## 記

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条に基づく四万十町立小中学校の学校医について、次のとおり変更し委嘱する。

### 変更前

窪川小学校の学校医	武田 丘
興津小学校及び窪川中学校の学校医	土居 秀策

### 変更後

窪川小学校の学校医	石川 哲
興津小学校及び窪川中学校の学校医	澤田 由紀子

変更日（委嘱する日）

令和4年4月1日

### 【専決処分を行った理由】

本年度の学校医については、令和4年3月定例教育委員会（令和4年3月8日開催）において、学校薬剤師の変更を審議いただく中で、昨年度と同じ医師であることを報告したが、その後、窪川小学校の学校医（武田 丘）と興津小学校・窪川中学校の学校医（土居 秀策）から●●●●●のため、変更してもらいたいとの申し出があった。

本年度の嘱託医の業務（内科検診等）については、申し出日時点ではまだ行っていない状況にあったことから、年度当初より変更することとした。

参 考

学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号） 【抜粋】

（学校医、学校歯科医及び学校薬剤師）

第二十三条 学校には、学校医を置くものとする。

- 2 大学以外の学校には、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。
- 3 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、それぞれ医師、歯科医師又は薬剤師のうちから、任命し、又は委嘱する。
- 4 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。
- 5 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行の準則は、文部科学省令で定める。

令和 4 年度 四万十町小中学校 学校医・学校歯科医・学校薬剤師一覧

学 校 名	学 校 医 ( 内 科 )	学 校 歯 科 医	学 校 薬 剤 師
仁井田小学校	高橋 均	土居 詔人	岡島 千紗
影野小学校	高橋 均	石元 克実	岡島 千紗
七里小学校	高橋 均	恒石 宣彦	渡辺 明宏
米奥小学校	高橋 均	恒石 宣彦	渡辺 明宏
窪川小学校	石川 哲	矢野 宗憲	矢野 民代
川口小学校	石川 紋子	小畠 啓三	高橋 弘季
東又小学校	土居 秀策	長山 久美子	高橋 弘季
興津小学校	澤田 由紀子	矢野 宗憲	池田 豊
窪川中学校	石川 紋子 澤田 由紀子	小畠 啓三 長山 久美子 矢野 宗憲	矢野 民代
田野々小学校	澤田 由紀子	岩崎 善仁	野村 泰之
北ノ川小学校	澤田 由紀子	岩崎 善仁	野村 泰之
大正中学校	澤田 由紀子	岩崎 善仁	野村 泰之
十川小学校	澤田 由紀子	土居 詔人	松田 吉史
昭和小学校	澤田 由紀子	土居 詔人	松田 吉史
十川中学校	澤田 由紀子	土居 詔人	松田 吉史

承認第3号

専決処分の承認について

図書館協議会委員の委嘱（変更）について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき別紙のとおり専決したので、同規則第4条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和4年6月7日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

別紙

## 専 決 書

四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき下記のとおり専決する。

令和4年5月16日

四万十町教育長 山脇 光章

## 記

四万十町立図書館設置条例（平成18年条例第175号）第7条第2項の規定に基づく図書館協議会委員について、次のとおり変更し任命する。

### 変更前

選 出 区 分	氏 名	住 所	備 考
(1) 学校教育及び社会教育の関係者	久保田 徳雄	四万十町仁井田1920番地（仁井田小学校）	再任

### 変更後

選 出 区 分	氏 名	住 所	備 考
(1) 学校教育及び社会教育の関係者	小橋 匠	四万十町影野653番地（影野小学校）	新任

任期： 令和4年5月16日 ～ 令和6年3月31日

### 【専決処分を行った理由】

変更前の委員は、四万十町小学校校長会（4月）での決定に基づき任命していたが、この委員については、以前から図書主任会を担当する校長があたるようになっていたことが校長会（5月）で改めて確認され、その確認に基づき変更する旨の連絡があった。

このため、連絡のあった日で専決処分を行った。

## 参 考

### 四万十町立図書館設置条例（平成 18 年条例第 175 号） 抜粋

（図書館協議会）

第 7 条 法第 14 条第 1 項の規定に基づき、図書館に、図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、委員会が任命する。

- （1） 学校教育及び社会教育の関係者
- （2） 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- （3） 学識経験のある者

3 委員の定数は、5 人以内とする。

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

6 会長は会務を総理し、副会長は会長を補佐するとともに会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 委員が職務を行うために要する費用弁償については、別に定める。

### 四万十町図書館協議会委員

任期 : 令和 4 年 4 月 1 日又は令和 4 年 5 月 1 6 日 ~ 令和 6 年 3 月 3 1 日

選 出 区 分	氏 名	住 所	備 考
(1) 学校教育及び社会教育の関係者	小橋 匠	四万十町影野 6 5 3 番地 (影野小学校)	新任
(2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者	刈谷 明子	●●●●●●	再任 副会長
(3) 学識経験のある者	武内 文治	●●●●●●	再任
	金子 仁	●●●●●●	再任
	竹村 君子	●●●●●●	再任 会長

承認第4号

専決処分の承認について

指定校区外就学について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、別紙のとおり専決したので、同規則第4条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和4年6月7日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

別紙

専 決 書

指定校区外就学申請の承認について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、別紙のとおり専決する。

令和4年5月13日

四万十町教育長 山脇 光章



## 参 考

### 四万十町就学指定校変更及び区域外就学事務取扱要綱 (令和4年教育長訓令第1号) 抜粋

(承認及び承諾基準)

第2条 四万十町立小学校及び中学校における就学指定校変更承認基準及び区域外就学承諾基準は、別表のとおりとする。

(申請)

第3条 就学指定校以外の学校へ就学させようとする保護者又は区域外就学をさせようとする保護者は、校区外就学・区域外就学申請書(様式第1号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項に規定する校区外就学・区域外就学申請書には、教育委員会が求める書類を添付しなければならない。

(承認又は承諾)

第4条 教育委員会は、前条に規定する申請があった場合は、当該申請について審査し、第2条に規定する就学指定校変更承認基準又は区域外就学承諾基準のいずれかに該当し、かつ、教育上適当と認められるときは、就学指定校変更の承認又は区域外就学の承諾をすることができる。

別表（第2条関係）

就学指定校変更の承認及び区域外就学の承諾基準

事由	承認・承諾の基準		承認・承諾期間等
転居又は転出	1	小学校の学年途中又は中学校在籍途中の転居で、引き続き在学を希望する場合	小学校は学年末まで 中学校は卒業まで
	2	小学校及び中学校の学年途中の転出で、引き続き在学を希望する場合	学年末まで
	3	住宅の新築・改築等による一時的な転居・転出で、引き続き在学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	4	新築等により、近い将来転居することが確定しており、転居後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(原則6か月以内)
転入予定	5	本町に転入予定で、転入後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	転入日まで
住民票未登録	6	特別な事情で住民登録ができない場合に居住地が校区となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(年度ごとの申請が必要)
留守家庭児童対策	7	小学校6年生以下の児童の保護者が自宅にいない状況にある者で、次の場合 ① 児童の親族の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ② 保護者又は祖父母の勤務地の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ③ 他に児童の保護ができる状況に無く、学童保育等を実施している学校への就学を希望する場合	状況に変化がなければ、小学校卒業まで(年度ごとの申請が必要)
心身の事情	8	児童生徒の心身の事情により、指定校への就学が困難である場合で、その事情に相応した学校への就学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	9	支援学級のある学校への就学を希望する場合	卒業まで
教育上の配慮	10	就学指定校にない部活動を行うため、就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	中学校のみ卒業まで(年度ごとの申請が必要)
	11	いじめや、不登校などの改善のため、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間
その他	12	地理的条件により、就学指定校への就学が困難な場合に、容易に通学できる学校への就学を希望する場合	卒業まで
	13	就学指定校の変更を承認された兄弟姉妹と同じ学校への就学を希望する場合	卒業まで
	14	教育的見地や家庭の状況等から、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	15	就学希望中学校区の小学校に在籍したことを理由に就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	卒業まで
	16	その他、特別な事情により就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)

就学指定校変更の承認及び区域外就学の承諾に係る添付書類

事由	承認・承諾の基準		添付書類
転居又は転出	1	小学校の学年途中又は中学校在籍途中の転居で、引き続き在学を希望する場合	
	2	小学校及び中学校の学年途中の転出で、引き続き在学を希望する場合	
	3	住宅の新築・改築等による一時的な転居・転出で、引き続き在学を希望する場合	建築確認申請書、入居契約書等の転居・転入を確認できる書類
	4	新築等により、近い将来転居することが確定しており、転居後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	建築確認申請書、入居契約書等の転居を確認できる書類
転入予定	5	本町に転入予定で、転入後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	建築確認申請書、入居契約書等の転入を確認できる書類
住民票未登録	6	特別な事情で住民登録ができない場合に居住地が校区となる学校への就学を希望する場合	居住証明書
留守家庭児童対策	7	小学校6年生以下の児童の保護者が自宅にいない状況にある者で、次の場合 ① 児童の親族の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ② 保護者又は祖父母の勤務地の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ③ 他に児童の保護ができる状況に無く、学童保育等を実施している学校への就学を希望する場合	預かり承諾書 在職証明書
心身の事情	8	児童生徒の心身の事情により、指定校への就学が困難である場合で、その事情に相応した学校への就学を希望する場合	学校長の意見書又は関係機関の意見書等
	9	支援学級のある学校への就学を希望する場合	
教育上の配慮	10	就学指定校にない部活動を行うため、就学校の変更を希望する場合（中学校入学前に申請をした場合に限る。）	
	11	いじめや、不登校などの改善のため、就学校の変更を希望する場合	学校長の意見書又は関係機関の意見書等
その他	12	地理的条件により、就学指定校への就学が困難な場合に、容易に通学できる学校への就学を希望する場合	
	13	就学指定校の変更を承認された兄弟姉妹と同じ学校への就学を希望する場合	就学通知書の写し
	14	教育的見地や家庭の状況等から、就学校の変更を希望する場合	学校長の意見書又は関係機関の意見書等
	15	就学希望中学校区の小学校に在籍したことを理由に就学校の変更を希望する場合（中学校入学前に申請をした場合に限る。）	
	16	その他、特別な事情により就学校の変更を希望する場合	事由要件による

議案第 1 号

四万十町社会教育委員の委嘱について

四万十町社会教育委員条例（平成 18 年四万十町条例第 172 号）第 2 条に規定する同委員会の委員を下記のとおり委嘱することについて、委員会の意見を求める。

令和 4 年 6 月 7 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

四万十町社会教育委員

選 出 区 分	氏 名	住 所	年 齢	備 考
(1) 学校教育の 関係者	小 橋 匠	影野 6 5 3 (学校)	●●	新規
	川 田 弘 人	北琴平町 6 - 1 (学校)	●●	新規
(2) 社会教育の 関係者	松 下 正 明	●●●●●●	●●	新規

任期 : 令和 4 年 6 月 8 日 ~ 令和 6 年 3 月 3 1 日

## 参 考

### ■ 新たに委員とする者の氏名等

住 所	影野 6 5 3 (学校)
氏 名	小橋 匠 (こばし たくみ)
生年月日	昭和●●年●●月●●日 (●●才)
推薦理由	現 影野小学校校長  社会教育の振興に大きく貢献されている町内小中学校の校長会からの選出であり、社会教育委員 (学校教育の関係者) として適任である。

住 所	北琴平町 6 - 1 (学校)
氏 名	川田 弘人 (かわだ ひろひと)
生年月日	昭和●●年●●月●●日 (●●才)
推薦理由	現 窪川高校校長  社会教育の振興に大きく貢献されている町内の高等学校の校長であり、社会教育委員 (学校教育の関係者) として適任である。

住 所	●●●●●●
氏 名	松下 正明 (まつした まさあき)
生年月日	昭和●●年●●月●●日 (●●才)
推薦理由	元 教員 (兵庫県加古川市小・中学校 校長)  県外で小・中学校の校長として長い勤務経験があり、退職後、四万十町に移住されている。現在は、四万十川ジップラインのインストラクター、十和地域の放課後子ども教室や剣道の指導者として、町内の社会教育の振興に大きく貢献されており、社会教育委員 (社会教育の関係者) として適任である。

社会教育法 (昭和 24 年 6 月 10 日号外法律第 207 号) 抜粋

#### 第四章 社会教育委員 (社会教育委員の設置)

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

四万十町社会教育委員条例（平成 18 年四万十町条例第 172 号）

（設置）

第 1 条 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、四万十町社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

（委嘱の基準）

第 2 条 委員は、次に掲げる者の中から委嘱するものとする。

- （1） 学校教育の関係者
- （2） 社会教育の関係者
- （3） 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- （4） 学識経験のある者

（定数）

第 3 条 委員の定数は、10 人以内とする。

（任期等）

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、教育委員会は、特別の事情があるときは、任期中でも委員を解職することができる。

四万十町社会教育委員名簿

任期： 令和 4 年 4 月 1 日又は令和 4 年 6 月 8 日 ～ 令和 6 年 3 月 31 日

選出区分	氏名	住所	年齢	備考
(1) 学校教育の関係者	中 脇 由 美	●●●●●●	●●	再任
	小 橋 匠	影野 6 5 3 (学校)	●●	新規
	川 田 弘 人	北琴平町 6 - 1 (学校)	●●	新規
(2) 社会教育の関係者	平 野 勝 己	●●●●●●	●●	新規
	八 木 敏 伸	●●●●●●	●●	再任
	松 下 正 明	●●●●●●	●●	新規
(3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者	金 子 仁	●●●●●●	●●	再任
	酒 井 紀 子	●●●●●●	●●	新規
(4) 学識経験のある者	本 井 ゆ き	●●●●●●	●●	再任

議案第 2 号

四万十町教育研究所運営委員会委員の委嘱について

四万十町教育研究所管理規則（平成 18 年四万十町教育委員会規則第 8 号）第 7 条に基づく四万十町教育研究所運営委員会の委員を下記のとおり委嘱することについて、委員会の意見を求める。

令和 4 年 6 月 7 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

令和 4 年度 教育研究所運営委員会委員

任期 令和 4 年 6 月 9 日 ～ 令和 5 年 3 月 3 1 日

選出区分	氏 名	所 属	備 考
学校長	坂本 益英	興津小学校	校長会長
教 頭	下元 伸博	大正中学校	教頭会長
教 諭	宮脇 育代	窪川小学校	教諭代表
	前田 憲志	窪川中学校	教諭代表
学識経験者	石崎 豊史		
	戸田 晶秀		
P T A	下司 康弘	東又小学校	P 連会長
	芝 伸介	十川小学校	P 連副会長

## 参 考

### 四万十町教育研究所管理規則

(平成 18 年四万十町教育委員会規則第 8 号) 抜粋

(運営委員会)

第 7 条 研究所の円滑な運営を図るため、研究所運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、研究所の事業計画、調査研究課題その他運営に関する重要事項について審議し、所長に助言する。

3 運営委員は、次の区分により委員会が委嘱する。

学校長 1 人

教頭 1 人

教諭 2 人

学識経験者 2 人

PTA 2 人

計 8 人

4 運営委員の任期は、1 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員補充によって新たに委嘱された運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。

議案第3号

四万十町運動部活動改革推進委員会委員の委嘱及び任命について

四万十町運動部活動改革推進委員会設置要綱（令和2年四万十町教育長訓令第1号）第3条の規定に基づく四万十町運動部活動改革推進委員会の委員を下記のとおり委嘱又は任命することについて、委員会の意見を求める。

令和4年6月7日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

四万十町運動部活動改革推進委員会委員

任期：令和4年6月8日～ 令和5年3月31日

選出区分	氏名	備考
(1) 四万十町立中学校の保護者	河上 正人	窪川中学校保護者（ソフトボール部関係者）
	山脇 義丈	大正中学校保護者（ソフトボール部関係者）
	森田 充浩	十川中学校保護者（野球部関係者）
(2) 四万十町小中学校校長会に属するもの	中内 聖二	大正中学校
(3) 四万十町中学校体育連盟に属するもの	黒岩 範久	窪川中学校
(4) 総合型地域スポーツクラブに属するもの	山本 弘光	くぼかわスポーツクラブ
	田辺 誠進	大正・十和スポーツクラブ
(5) 学校教育課長	岡 英祐	
(6) 生涯学習課長	味元 伸二郎	
(7) 教育対策監	中川 千穂	

## 参 考

### 四万十町運動部活動改革推進委員会設置要綱 (令和2年四万十町教育長訓令第1号) 抜粋

#### (目的)

第1条 「高知県運動部活動ガイドライン」並びに「四万十町運動部活動ガイドライン」に基づき、四万十町立中学校の取組状況や成果の検証を行う等、四万十町の運動部活動の運営の適正化及び活動の充実に向けて総合的に支援することを目的として、四万十町運動部活動改革推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (協議事項)

第2条 委員会の協議事項は次のとおりとする。

- (1) 運動部活動の適切な運営のための体制整備とともに、その成果と課題の検証に関すること。
- (2) 生徒にとっての合理的でかつ効率的・効果的な運動部活動の推進のための取組に関すること。
- (3) 生徒のニーズを踏まえた学校・地域スポーツ環境の整備に関すること。
- (4) その他、上記の事項以外で運動部活動の在り方や効果的な運用等に関すること。

#### (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから四万十町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱し、又は任命する委員10人以内をもって組織する。

- (1) 四万十町立中学校の保護者 3人以内
- (2) 四万十町小中学校校長会に属するもの 1人
- (3) 四万十町中学校体育連盟に属するもの 1人
- (4) 総合型地域スポーツクラブに属するもの 2人以内
- (5) 学校教育課長
- (6) 生涯学習課長
- (7) 教育対策監

#### (任期)

第4条 委員の任期は委嘱した日から当該日の属する年度の3月31日までとする。

- 2 委員が委嘱又は任命されたときにおける当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。
- 3 委員が辞したときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (委員長等)

第5条 委員会の委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

- 2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

第6条 ～ (略)

議案第4号

四万十町立小中学校教職員働き方改革推進委員会委員の委嘱について

四万十町立小中学校教職員働き方改革推進委員会設置要綱（令和2年四万十町教育長訓令第5号）第3条に規定する同委員会の委員を下記のとおり委嘱（変更）することについて、委員会の意見を求める。

令和4年6月7日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

四万十町立小中学校教職員働き方改革推進委員会委員

変更前

所 属	役 職 名	氏 名
四万十町小中学校教頭会	十川小学校 教頭	本山 真美

変更後

所 属	役 職 名	氏 名
四万十町小中学校教頭会	窪川小学校 教頭	高石 学

任期 : 令和4年6月8日 ~ 推進プランの承認

## 参 考

### 四万十町立小中学校教職員働き方改革推進委員会設置要綱

(令和2年四万十町教育長訓令第5号) 抜粋

(設置)

第1条 四万十町立小中学校に勤務する教職員（以下「教職員」という。）が誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することにより、教育活動の質の維持及び向上を図ることを目的として四万十町立小中学校教職員の働き方改革推進プラン（以下「推進プラン」という。）を策定するため、四万十町立小中学校教職員働き方改革推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項について調査及び審議を行う。

- (1) 推進プランの策定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、教職員を対象とした働き方改革の推進に向けた取組を円滑に実施するために必要な事項

(組織)

第3条 推進委員会は、次に掲げる者のうちから四万十町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱し、又は任命する委員10人以内をもって組織する。

- (1) 教育長
- (2) 教育次長
- (3) 学校教育課長
- (4) 教育対策監
- (5) 四万十町小中学校校長会に属する者 2人
- (6) 四万十町小中学校教頭会に属する者 2人
- (7) 四万十町学校事務支援室に属する者 2人以内

(委員長)

第4条 推進委員会に委員長を置き、教育長をもって充てる。

- 2 委員長は会務を総理し、推進委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるときは、教育次長がその職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、この要綱の施行の日から推進プランが教育委員会に承認されるまでの間とする。

- 2 委員が委嘱又は任命されたときにおける当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。
- 3 委員が辞したときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 ～ (略)

## 四万十町立小中学校教職員働き方改革推進委員会 名簿

所 属	令 和 3 年 度 委 員			令 和 4 年 度 委 員			備 考
	役 職 名	氏 名	任 期	役 職 名	氏 名	任 期	
四万十町立小中学校 校長会	興津小学校 校長	坂本 益英	令和2年4月1日 ～推進プランの承認	興津小学校 校長	坂本 益英	令和2年4月1日 ～推進プランの承認	
	北ノ川中学校 校長	中内 聖二	令和2年4月1日 ～推進プランの承認	大正中学校 校長	中内 聖二	令和2年4月1日 ～推進プランの承認	
	十川小学校 教頭	本山 真美	令和3年4月1日 ～推進プランの承認	窪川小学校 教頭	高石 学	令和4年6月8日 ～推進プランの承認	
四万十町立小中学校 教頭会	大正中学校 教頭	下元 伸博	令和3年4月1日 ～推進プランの承認	大正中学校 教頭	下元 伸博	令和3年4月1日 ～推進プランの承認	
	事務長	高橋 千恵	令和2年4月1日 ～推進プランの承認	事務長	高橋 千恵	令和2年4月1日 ～推進プランの承認	
四万十町学校 事務支援室	主幹	政岡 俊成	令和2年1月14日 ～推進プランの承認	総括主任	政岡 俊成	令和2年1月14日 ～推進プランの承認	
	教育長	山脇 光草	令和2年5月12日 ～推進プランの承認	教育長	山脇 光草	令和2年5月12日 ～推進プランの承認	
四万十町教育委員会	教育次長	浜田 章克	令和2年4月1日 ～推進プランの承認	教育次長	浜田 章克	令和2年4月1日 ～推進プランの承認	
	学校教育課長	岡 英祐	令和3年4月1日 ～推進プランの承認	学校教育課長	岡 英祐	令和3年4月1日 ～推進プランの承認	
	教育対策監	中川 千穂	令和2年1月14日 ～推進プランの承認	教育対策監	中川 千穂	令和2年1月14日 ～推進プランの承認	

※「～推進プランの承認」とは、四万十町立小中学校教職員働き方改革推進委員会設置要綱第5条に規定する「推進プランが教育委員会に承認されるまで」

## 議案第 5 号

### 四万十町学校教育振興事業及び生涯学習事業補助金交付要綱の改正について

四万十町学校教育振興事業及び生涯学習事業補助金交付要綱（平成 21 年四万十町教育長告示第 3 号）の一部を改正する告示を下記のとおり定めることについて、委員会の意見を求める。

令和 4 年 6 月 7 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

### 記

#### 四万十町学校教育振興事業及び生涯学習事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

四万十町学校教育振興事業及び生涯学習事業補助金交付要綱（平成 21 年四万十町教育長告示第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の次に次の 1 条を加える。

（定義）

第 1 条の 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 学校教育振興事業 町内の小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）の児童生徒が参加する大会の運営、町内の中学校の部活動、学校教育の振興及び研究活動等を支援する次の事業をいう。

ア 大会等運営支援事業

イ 部活動運営支援事業

ウ 学校教育推進事業

(2) 生涯学習事業 町内の各種団体（スポーツクラブを含む。）が実施する社会教育活動、住民の全国大会等への出場、生涯スポーツの推進及び四万十川桜マラソン大会の開催を支援する次の事業をいう。

ア 社会教育活動推進事業

イ 全国大会等参加支援事業

ウ 総合型地域スポーツクラブ支援事業

エ 四万十川桜マラソン大会開催支援事業

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

（1）学校教育振興事業

事業区分	補助対象者	補助対象経費	補助率等
大会等運営支援事業	小中学校	小中学校の児童生徒を主な参加者とする大会の運営費	教育長が必要と認める額
部活動運営支援事業		部活動の運営に係る経費（配当予算により支出すべき経費を除く。）	
学校教育推進事業	小中学校及び町内の高等学校に所属する教職員で組織する団体	学校教育の振興及び研究活動等に必要経費	

（2）生涯学習事業

事業区分	補助対象者	補助対象経費	補助率等
社会教育活動推進事業	青少年の健全育成活動を行う団体	団体の主たる目的を達成するために必要な経費（食糧費を除く。）	教育長が必要と認める額
	人権教育活動を行う団体		
	婦人会・青年団等地域活動を行う団体		
	地域における芸術文化の振興に資する団体		2/3以内
全国大会等参加支援事業	予選、選抜、競技団体からの推薦等を経て全国大会等へ出場する者及びその者が所属する団体の指導者。ただし、指導者は1団体につき2人を限度とする。	大会参加費、保険料、旅費、交通費その他大会等の参加に必要な経費	四国外で開催される全国大会 1人につき 15,000円以内
			四国外で開催される西日本大会 1人につき 12,000円以内
			四国大会及び四国内で開催される全国大会、西日本大会 1人につき 8,000円以内
			四万十町を代表して出場する大会で、教育長が必要と認めるもの 1人につき 10,000円以内
総合型地域スポーツクラブ支援事業	町内の総合型地域スポーツクラブ	報酬、報償費、人件費、旅費、需用費、役務費	教育長が必要と認める額

四万十川桜マ ラソン大会開 催支援事業	四万十川桜マラソン大 会実行委員会	報酬、報償費、人件費、旅 費、需用費、役務費、委託 料、使用料、賃借料	1 / 2 以内
---------------------------	----------------------	---	----------

様式第 1 号、様式第 3 号、様式第 5 号及び様式第 6 号中「㊟」を削る。  
 様式第 7 号中「平成」及び「㊟」を削る。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

四万十町学校教育振興事業及び生涯学習事業補助金交付要綱の一部を改正する告示新旧対照表

改正後	改正前
<p>○四万十町学校教育振興事業及び生涯学習事業補助金交付要綱 平成21年4月27日教育長告示第3号 (趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、四万十町補助金等交付規則（平成18年四万十町規則第50号。以下「規則」という。）第20条の規定に基づき、四万十町学校教育振興事業及び生涯学習事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に關し必要な事項を定める。</p> <p>(定義)</p> <p>第1条の2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 学校教育振興事業 町内の小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）の児童生徒が参加する大会の運営、町内の中学校の部活動、学校教育の振興及び研究活動等を支援する次の事業をいう。</p> <p>ア 大会等運営支援事業 イ 部活動運営支援事業 ウ 学校教育推進事業</p> <p>(2) 生涯学習事業 町内の各種団体（スポーツクラブを含む。）が実施する社会教育活動、住民の全国大会等への出場、生涯スポーツの推進及び四万十川桜マラソン大会の開催を支援する次の事業をいう。</p> <p>ア 社会教育活動推進事業 イ 全国大会等参加支援事業 ウ 総合型地域スポーツクラブ支援事業 エ 四万十川桜マラソン大会開催支援事業</p> <p>(省略)</p>	<p>○四万十町学校教育振興事業及び生涯学習事業補助金交付要綱 平成21年4月27日教育長告示第3号 (趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、四万十町補助金等交付規則（平成18年四万十町規則第50号。以下「規則」という。）第20条の規定に基づき、四万十町学校教育振興事業及び生涯学習事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に關し必要な事項を定める。</p>

改正後				改正前			
別表（第3条関係）							
(1) 学校教育振興事業							
事業区分	補助対象者	補助対象経費	補助率等	事業区分	補助対象者	補助対象経費	補助率等
大会等運営 支援事業	小中学校	小中学校の児童生徒等を主な参加者とする大会の運営費	教育長が必要と認める額	学校教育振興事業	町内の小中学校及び高等学校並びにこれらの団体に所属する教職員で組織される団体（以下「団体等」という。）	(1) 町立小中学校の児童生徒等を主な参加者とする大会の運営費 (2) 部活動の運営や活動に係る経費 (3) その他学校教育の推進、振興及び研究活動等に必要経費	教育長が必要と認める額
部活動運営 支援事業		部活動の運営に係る経費（配当予算により支出すべき経費を除く。）					
学校教育推進事業	小中学校及び町内の高等学校に所属する教職員で組織する団体	学校教育の振興及び研究活動等に必要経費					
(2) 生涯学習事業							
事業区分	補助対象者	補助対象経費	補助率等	事業区分	補助対象者	補助対象経費	補助率等
社会教育活動推進事業	青少年の健全育成を行う団体 人権教育活動を行う団体 婦人会・青年団等地域活動を行う団体	団体の主たる目的を達成するために必要な経費（食糧費を除く。）	教育長が必要と認める額	社会教育団体活動推進事業	町内で活動する次に掲げる団体の健全育成活動を行う団体 (1) 青少年の健全育成活動を行う団体 (2) 人権教育活動を行う団体 (3) 婦人会・青年団等地域活動を	団体の主たる目的を達成するために必要な経費（食糧費を除く。）	(1)(2)(3)教育長が必要と認める額 (4) 2 / 3 以内

改正後		改正前	
全国大会等参加支援事業	地域における芸術文化の振興に資する団体	2 / 3 以内	行う団体 (4) 地域における芸術文化の振興に資する団体
全国大会等参加支援事業	予選、選抜、競技団体からの推薦等を経て出場する者及びその者が所属する団体の指導者。ただし、指導者は1団体につき2人を限度とする。	四国外で開催される全国大会 1 人につき15,000円以内 四国外で開催される西日本大会 1 人につき12,000円以内 四国大会及び四国内で開催される全国大会、西日本大会 1 人につき8,000円以内 四万十町を代表して出場する大会で、教育長が必要と認めるもの 1 人につき10,000円以内	大会参加費、保険料、旅費交通費その他大会等の参加に必要な経費 次に掲げる大会等の区分に応じて定めた額。ただし、指導者は1団体につき2人を限度とする。 (1) 四国外で開催される全国大会 1 人につき15,000円 (2) 四国外で開催される西日本大会 1 人につき12,000円 (3) 四国大会及び四国内で開催される全国大会、西日本大会 1 人につき8,000円 (4) 四万十町を代表して出場する大会で、教育長が必要と認めるもの 1 人につき1万円
総合型地域スポーツクラブ支援事業	総合型地域スポーツクラブ	報酬、報償費、人件費、旅費、需用費、役務費	町内の総合型地域スポーツクラブ
総合型地域スポーツクラブ支援事業	総合型地域スポーツクラブ	報酬、報償費、人件費、旅費、需用費、役務費	報酬、報償費、人件費、旅費、需用費、役務費

改正後			改正前		
四万十川桜マラソン大会実行委員会開催支援事業	四万十川桜マラソン大会実行委員会	報酬、報償費、人件費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料	四万十川桜マラソン大会実行委員会	報酬、報償費、人件費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料	1 / 2 以内

改正前	改正後
<p>様式第1号 (第4条関係)</p> <p>四万十町教育長 様 年 月 日</p> <p>住所 氏名 ㊞</p> <p>四万十町学校教育振興事業及び生涯学習事業補助金交付申請書</p> <p>年度 四万十町学校教育振興事業及び生涯学習事業補助金(要綱第3条事業)の交付を受けたいので、四万十町学校教育振興事業及び生涯学習事業補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。</p> <p>記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助事業の目的及び内容</li> <li>2 補助事業の経費の配分及び使用方法</li> <li>3 補助事業の着手及び完了の予定期日 着手日 年 月 日 完了日 年 月 日</li> <li>4 事業計画書 別紙</li> <li>5 補助申請額及び算出基礎 別紙</li> <li>6 収支予算書(又はこれに代わる書類) 別紙</li> <li>7 その他参考となるべき事項</li> </ol>	<p>様式第1号 (第4条関係)</p> <p>四万十町教育長 様 年 月 日</p> <p>住所 氏名</p> <p>四万十町学校教育振興事業及び生涯学習事業補助金交付申請書</p> <p>年度 四万十町学校教育振興事業及び生涯学習事業補助金(要綱第3条事業)の交付を受けたいので、四万十町学校教育振興事業及び生涯学習事業補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。</p> <p>記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助事業の目的及び内容</li> <li>2 補助事業の経費の配分及び使用方法</li> <li>3 補助事業の着手及び完了の予定期日 着手日 年 月 日 完了日 年 月 日</li> <li>4 事業計画書 別紙</li> <li>5 補助申請額及び算出基礎 別紙</li> <li>6 収支予算書(又はこれに代わる書類) 別紙</li> <li>7 その他参考となるべき事項</li> </ol>

改正後	改正前												
<p>様式第2号 (第5条関係) 省略 様式第3号 (第6条関係)</p> <p style="text-align: center;">四万十町教育長 様</p> <p style="text-align: right;">住所氏名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">年度四万十町学校教育振興事業及び生涯学習事業補助金変更承認申請書</p> <p>年 月 日付四万十町教委指令第 号で交付決定のあった 年度四万十町学校教育振興事業及び生涯学習事業補助金(要綱第3条 事業)について、下記のとおり変更したいので、四万十町学校教育振興事業及び生涯学習事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 変更の理由</li> <li>2 変更の内容</li> <li>3 変更交付申請額</li> </ol> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">既交付決定額 (円)</td> <td style="width: 33%;">変更後の申請額 (円)</td> <td style="width: 33%;">差引増減額 (円)</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <ol style="list-style-type: none"> <li>4 添付書類 収支予算書 (変更)</li> </ol>	既交付決定額 (円)	変更後の申請額 (円)	差引増減額 (円)				<p>様式第2号 (第5条関係) 省略 様式第3号 (第6条関係)</p> <p style="text-align: center;">四万十町教育長 様</p> <p style="text-align: right;">住所氏名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">年度四万十町学校教育振興事業及び生涯学習事業補助金変更承認申請書</p> <p>年 月 日付四万十町教委指令第 号で交付決定のあった 年度四万十町学校教育振興事業及び生涯学習事業補助金(要綱第3条 事業)について、下記のとおり変更したいので、四万十町学校教育振興事業及び生涯学習事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 変更の理由</li> <li>2 変更の内容</li> <li>3 変更交付申請額</li> </ol> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">既交付決定額 (円)</td> <td style="width: 33%;">変更後の申請額 (円)</td> <td style="width: 33%;">差引増減額 (円)</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <ol style="list-style-type: none"> <li>4 添付書類 収支予算書 (変更)</li> </ol>	既交付決定額 (円)	変更後の申請額 (円)	差引増減額 (円)			
既交付決定額 (円)	変更後の申請額 (円)	差引増減額 (円)											
既交付決定額 (円)	変更後の申請額 (円)	差引増減額 (円)											

改正後	改正前
<p>様式第4号 省略 様式第5号</p> <p>四万十町教育長 様</p> <p>住所 氏名 氏名 ㊟</p> <p>四万十町学校教育振興事業及び生涯学習事業補助金実績報告書</p> <p>年月 日付け四万十町教委指令第 号で交付決定のあった 年度 四万十町学校教育振興事業及び生涯学習事業補助金（要綱第3条 事業）について、四万十町学校教育振興事業及び生涯学習事業補助金交付要綱第7条の規定により、実績報告をします。</p> <p>記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助事業の着手及び完了年月日</li> <li>2 補助事業の成果</li> <li>3 補助事業実施経過</li> <li>4 補助事業経費収支決算書 別紙</li> <li>5 その他（教育長が定める書類）</li> </ol>	<p>様式第4号 省略 様式第5号</p> <p>四万十町教育長 様</p> <p>住所 氏名 氏名 ㊟</p> <p>四万十町学校教育振興事業及び生涯学習事業補助金実績報告書</p> <p>年月 日付け四万十町教委指令第 号で交付決定のあった 年度 四万十町学校教育振興事業及び生涯学習事業補助金（要綱第3条 事業）について、四万十町学校教育振興事業及び生涯学習事業補助金交付要綱第7条の規定により、実績報告をします。</p> <p>記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助事業の着手及び完了年月日</li> <li>2 補助事業の成果</li> <li>3 補助事業実施経過</li> <li>4 補助事業経費収支決算書 別紙</li> <li>5 その他（教育長が定める書類）</li> </ol>

改正後

様式第6号 (第8条関係)

請 求 書

金 円

ただし、 年度 四万十町学校教育振興事業及び生涯学習事業補助金  
(要綱第3条 事業)として上記のとおり請求します。

年 月 日

住 所  
氏 名

(振込先)

金融機関名	支店名	預金種別	口座番号	口座名義人 (必ず申請者であること)
	支 所 本 所 支 店	普 通	----- ----- -----	フリガナ ----- -----

改正前

様式第6号 (第8条関係)

請 求 書

金 円

ただし、 年度 四万十町学校教育振興事業及び生涯学習事業補助金  
(要綱第3条 事業)として上記のとおり請求します。

年 月 日

住 所  
氏 名

(振込先)

金融機関名	支店名	預金種別	口座番号	口座名義人 (必ず申請者であること)
	支 所 本 所 支 店	普 通	----- ----- -----	フリガナ ----- -----

改正後

様式第7号 (第8条関係)

概算払精算書

ただし、  
(要綱第3条  
年度 四万十町学校教育振興事業及び生涯学習事業補助金  
事業)として

内訳 (単位：円)

交付申請額	交付決定額	概算交付額	実績額 (精算額)	差引過不足額	備考

上記のとおり精算します。

年 月 日

住 所  
氏 名

改正前

様式第7号 (第8条関係)

概算払精算書

ただし、  
(要綱第3条  
年度 四万十町学校教育振興事業及び生涯学習事業補助金  
事業)として

内訳 (単位：円)

交付申請額	交付決定額	概算交付額	実績額 (精算額)	差引過不足額	備考

上記のとおり精算します。

平成 年 月 日

住 所  
氏 名  
⑩

## 【改正の理由】

この要綱については、教育行政の基本理念である「たくましく人間性豊かな人づくり」を目的に、個人及び団体等が実施する学校教育振興事業及び生涯学習事業に要する経費について補助金を交付するためのものです。

今回の改正は、本町が制度化している補助金全般について、補助金等適正化指針に基づく見直しを行った結果、必要となったもので、改正の内容については、対象となる事業、補助対象者、補助対象経費、補助率の整理・明確化となっています。

また、押印を不要とする様式の改正と様式から年号の記載を削除する改正なども合わせて行うようにしています。

議案第6号

令和4年度教育委員会関係予算案（6月補正）について

令和4年度教育委員会関係予算案（6月補正）について、別添のとおり調整したので、委員会の意見を求める。

令和4年6月7日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

